

第3次鹿島市男女共同参画基本計画・  
第2次鹿島市DV対策基本計画  
(かしま男女共同参画プランⅢ)(案)

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

— <sup>ひと</sup>女性と<sup>ひと</sup>男性がともに住みやすく、  
暮らしやすいまち鹿島をめざして —

令和 3年 4月

佐賀県 鹿島市

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定にあたって</b>	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の基本理念	1
3.	計画の性格及び位置づけ	2
4.	計画の背景及び特徴	3
5.	計画の期間	4
<b>第2章</b>	<b>計画の内容</b>	
	【計画の体系】	5
	【基本方向】	
	Ⅰ. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る	11
	Ⅱ. 男女の枠を超えた社会参画を推進する	14
	Ⅲ. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する	17
	Ⅳ. 健康で心豊かな環境づくりを推進する	20
	Ⅴ. DVのない社会の実現をめざす	25
	(第2次鹿島市DV対策基本計画：概要)	
<b>第3章</b>	<b>第2次鹿島市DV対策基本計画</b>	
1.	計画策定の趣旨	28
2.	これまでの経緯	29
3.	計画の位置付け	30
4.	計画の期間	30
5.	計画の方向性	30
6.	重点目標	31
<b>第4章</b>	<b>推進体制</b>	
1.	推進体制の充実	36
2.	協働による推進	36
3.	国・県・近隣市町との連携	36
4.	企業等との連携	36

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成11年（1999）6月、男女平等の実現に向け、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、総合的計画的に推進する「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

鹿島市においては平成16年3月に「かしま男女共同参画プラン」を策定し、平成16年度から平成25年度の計画期間において、男女共同参画の意識向上と女性活躍のための様々な施策を総合的かつ計画的に進めてきました。その後、同プランを1年間延長した後、基本的な考え方を踏襲しながら、昨今の社会問題となっている配偶者等からの暴力（DV）を予防し、被害者支援の施策充実など新たな課題への対応などを追加し、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度（1年延長し令和2（2020）年度まで）の「第2次鹿島市男女共同参画基本計画（男女共同参画プランⅡ）」を策定したところです。

今回の計画は、前プランに一部修正を加え、鹿島市の最上位の計画である「第7次鹿島市総合計画」と計画期間を合わせ、総合的かつ計画的に推進する男女共同参画社会の実現のための施策の展開を総合的体系的にまとめたものです。

## 2. 計画の基本理念

この計画は、男女共同参画社会基本法第3条から第7条に定められた5つの理念を、基本理念とし施策に反映させ推進します。

### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、それぞれが能力を発揮する機会が確保されること。

### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会における制度又は慣行のあり方を考え、中立なものとするように配慮されること。

### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において政策や方針決定などに参画できる機会が確保されること。

### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、

当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。また、DVの防止、被害者支援の施策を積極的に行う。

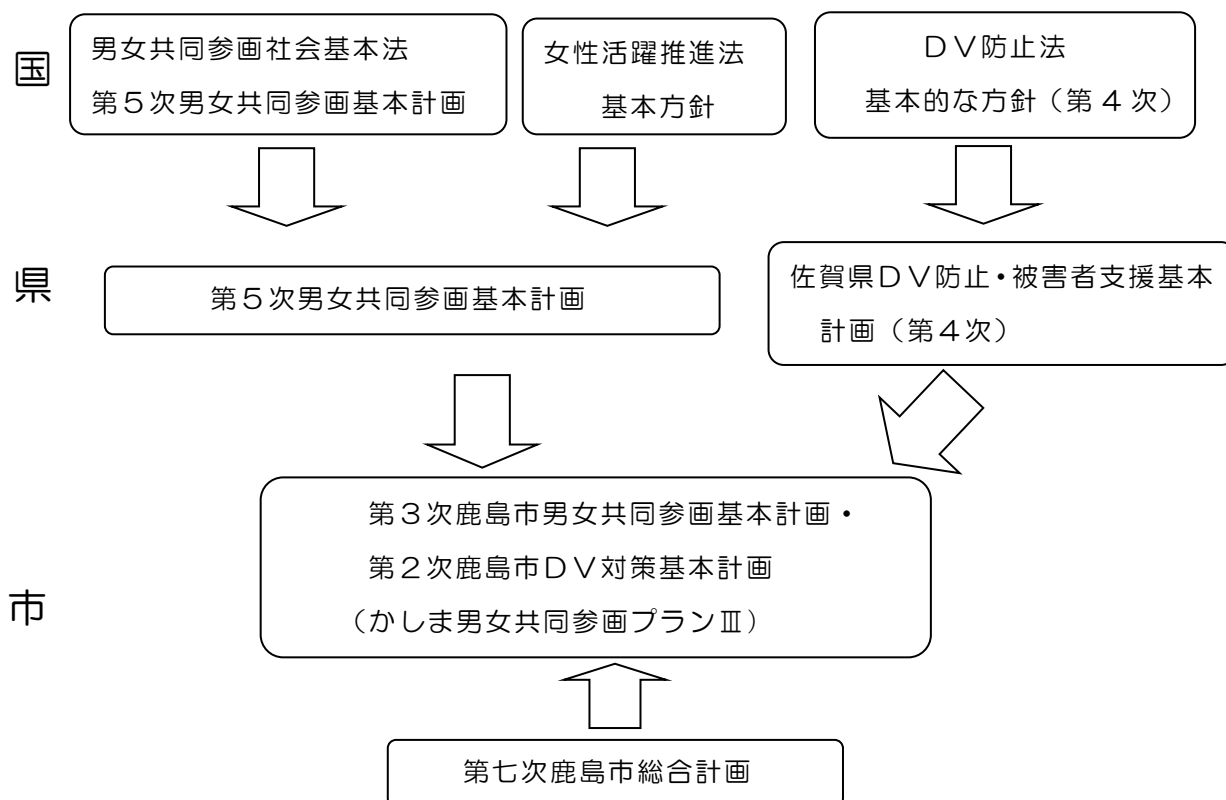
#### ⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行う。

### 3. 計画の性格及び位置づけ

- ① この計画は、「男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- ② この計画は、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）<sup>\*</sup>」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、女性の個性と能力が十分に発揮できる環境整備をめざす計画として策定しています。
- ③ この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）<sup>\*</sup>」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- ④ この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び佐賀県の「第5次佐賀県男女共同参画基本計画」を勘案しながら策定しました。
- ⑤ この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や佐賀県の「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」を勘案しながら策定しました。
- ⑥ この計画は、本市の「かしま男女共同参画プラン」及び「かしま男女共同参画プランⅡ」の基本的な考え方を継承し、また「第七次鹿島市総合計画」と整合を図りながら策定しました。
- ⑦ この計画は、令和2年3月に住民基本台帳より市民1,000人を無作為抽出して実施した男女共同に関する市民意識調査の結果や、鹿島市男女共同参画プラン策定委員会の意見や議論を踏まえて策定しました。

## 相関図



## 4. 計画の背景及び特徴

鹿島市は、歴史的に見ても比較的女性が活躍し、また大事にされている地域で、これまでも男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。このような中、人口減少、高齢化など社会経済情勢は目まぐるしく変化してきており、対応すべき課題が多くあります。

### ①持続可能な開発目標（SDGs）※

平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）は、17の目標と169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成する施策に取り組んでいます。ここで17の目標のうち5つ目の目標として「ジェンダー※平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメント※を行う」としております。

今回の計画においても、この持続可能な開発目標（SDGs）と同じ理念と方向性をもって、男女共同参画の実現、そして女性の活躍を推進するように各種施策や事業を進めていきます。

### ②暴力の多様化

DV、ストーカー、性犯罪、性暴力、ハラスメント等の暴力は、非常に重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。被害者の多くが女性で、被害を受けるとその後長期間の心身の不調や仕事をすることができなくなったり、また離婚した場合は経済的に厳しい状況に陥るケースがあります。このような女性に対する暴力の背景に

は、人権の軽視や社会的・経済的に男女の地位において男性の優位性があることが、市民意識調査の結果でもうかがえます。

### ③大規模災害の多発化

第2次の計画策定後、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年佐賀豪雨、そして本市にも大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨等、大規模な災害が頻繁に発生しています。災害はいつ、どこで発生してもおかしくなく、今後も大規模災害の発生が想定されます。

こうした災害では多くの人の生活が脅かされ、特に女性においては男女の役割分担の意識がもたらすことで家事、育児、介護の役割が集中すること、また避難所での集団生活などでも施設整備が行き届かないことで、精神的、肉体的な負担が増大しています。

したがって、鹿島市地域防災会議などにおいて、女性の意見を反映できるよう女性の参画を促進し男女共同参画を推進していく必要があります。

### ④新型コロナウイルス感染症

世界中、そして我が国においても新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言が発出され、医療現場はひっ迫した状態となり、私たちの生活もこれまでとは全く違った生活様式、経済活動を余儀なくされ、価値観も大きく変わってきています。このような状態がいつまで続くかわかりませんし、また新型コロナウイルスに限らず新たな感染症拡大も想定されます。そして、社会的、経済的には、男性と女性では異なる影響をもたらす、外出自粛や休業等による生活の不安、そこから生じるストレス、そしてDV、失業等雇用への影響などは、特に女性への影響が大きくなります。

こうした状況の中、女性に負担が集中することなく、男女共同参画の実現に向けて施策に取り組むことが必要です。

### ⑤デジタル化社会への対応（Society5.0<sup>※</sup>）

目覚ましいデジタル化の進展により、これまで人間が行っていた労働や家事を担ったりすることで余剰時間が生まれ、働き方改革によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>※</sup>の推進が期待されます。また、学校教育の場でもICT<sup>※</sup>環境整備が進み、科学技術分野にも性別を問わず関心を高める必要があります。

一方で、最近では情報通信技術（ICT）が進化したことやSNSなど新たなコミュニケーションツールが広がったことにより、女性や子どもに対する暴力の被害が一層多様化しており、これらに対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

## 5. 計画の期間

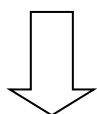
計画の期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

ただし、国内外情勢の動向や社会・経済環境情勢の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

## 第2章 計画の内容

### 【計画の体系】

計画の名称	かしま 男女共同参画プランⅢ
	第3次鹿島市男女共同参画行動計画 及び 第2次鹿島市DV対策基本計画



計画期間	5年間 令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
------	-----------------------------

基本目標	ひとひと 女性と男性がともに住みやすく、 暮らしやすいまち鹿島をめざして
------	--



基本方向 (5本の柱)	I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る
	II. 男女の枠を超えた社会参画を推進する
	III. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する
	IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する
	V. DVのない社会の実現をめざす (第2次鹿島市DV対策基本計画)



重点目標	「基本方向(5本の柱)」を踏まえ重点的に推進する目標 (計15項目)
推進項目	「重点目標」を実現するための具体的な施策 (計56項目)
数値目標	「推進項目」のうち目標を定めて集中して取り組む施策 (計30項目)

【基本方向 I】

基本方向		重点目標	推進項目
I	男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る	1. 家庭生活における男女平等意識の高揚	(1) 男女の相互協力による家庭生活
			(2) 男女平等観に立った家庭教育
			(3) 女性差別と性の商品化の防止
		2. 幼児・学校教育における男女平等意識の形成の推進	(1) 人権・同和教育の強化
			(2) 性別にとらわれず、性の多様化に応じた指導
			(3) 男女平等に配慮した学校運営
		3. 地域社会における固定的な男女の役割意識の改革	(1) 地域活動における男女平等
			(2) 地域の中での家の意識の改革
			(3) 生涯学習における男女平等の推進



【基本方向 II】

基本方向		重点目標	推進項目
II	男女の枠を超えた社会参画を推進する	1. 政策・方針決定過程への男女の同等的な参画の推進	(1) 女性の能力開発・人材育成の推進
			(2) 鹿島市の各種審議会・委員会等への女性委員の登用推進
			(3) 市女性職員の職域拡大・能力開発の推進
		2. 社会活動への男女共同参画の推進	(1) 女性グループやリーダーの育成とネットワーク化の推進
			(2) 男女が共に協力して、地域課題、地域活動・ボランティア活動への参加促進
		3. 企業での女性登用など男女共同参画意識の啓発	(1) 企業・事業所を対象として雇用や人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催
			(2) 意思決定など企業経営の重要な場面での女性参画の必要性の啓発

【基本方向 Ⅲ】

基本方向		重点目標	推進項目
Ⅲ	家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する	1. 職場における男女の雇用状況の平等化・適正化の推進	(1) 男女雇用機会均等法の普及啓発・相談体制の充実
			(2) 労働条件の実態把握と男女平等の労働条件確立
			(3) 雇用機会の拡大と職業能力開発の支援
			(4) 職場におけるハラスメント*防止対策の推進
		2. 仕事と家庭の両立支援の促進	(1) 男女の役割分担意識の解消
			(2) 地域社会における仕事と家庭生活の両立支援
			(3) 職場における仕事と家庭の両立支援
		3. 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善	(1) 女性の就業条件・労働環境の整備
			(2) 女性の経営能力の向上と女性起業家への支援
			(3) 政策・方針決定過程への女性の参画

【基本方向 IV】

基本方向		重点目標	推進項目
IV	健康で心豊かな環境づくりを推進する	1. 市民の健康づくりの推進	(1)健康診査やがん検診の受診率の向上、保健指導の強化
			(2)妊娠・出産・育児等に関する健康支援
			(3)地区組織活動との連携の強化
			(4)リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※に関する普及・啓発
			(5)新型コロナウイルス感染症など感染症対策の推進
		2. 子育てに関する社会的支援の充実と男女共同参画の推進	(1)父親の育児への参加促進
			(2)職場・地域における子育て環境づくり
			(3)多様な保育サービスの提供
			(4)放課後児童健全育成事業の充実
			(5)子育て支援センター事業の充実及び子育て総合相談センター
			(6)ひとり親家庭の自立支援の推進
			(7)児童虐待への対応
		3. 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるための支援	(1)高齢者が安心して暮らせる環境づくり
			(2)高齢者の社会参画の支援
			(3)高齢者の生活支援
			(4)障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

【基本方向 V】

	基本方向	重点目標	推進項目
V	DVのない社会の実現をめざす (鹿島市DV対策基本計画)	1. 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供	(1)市民への広報・啓発の推進
			(2)若年層に対するDV防止の啓発の推進
			(3)加害者にならないための意識啓発の推進
			(4)高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供
			(5)災害時におけるDV防止の啓発の推進
		2. DV被害者発見のための連携や相談体制の充実	(1)DV被害者の発見通報体制の整備
			(2)安心して相談できる体制づくり
			(3)相談員の資質向上
			(4)高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実
			(5)男性からの相談に対する体制づくり
		3. DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり	(1)保護体制の充実
			(2)個人情報保護の徹底
			(3)DV被害者の生活再建への支援
			(4)子どもへの支援

## 【基本方向】

### I. 男女共同参画への認識を深め意識の向上を図る

依然として固定的な性別役割分担意識や地域活動の中での自治会役員・役職・行事などにおいて格差がある中で、男女がともにお互いを尊重し、対等な立場でよりよいパートナーシップを築いていくためには社会教育や生涯学習における幅広い学習活動が必要です。

また、男女平等の人格形成上重要な役割を果たしている幼児・学校教育の中であらゆる機会を通じて人権尊重の理念を根付かせ、男女平等意識を育てることが重要です。

男女共同参画社会が「多様な生き方を尊重し、全ての人が職場や地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会」であるという正しい認識を深めていくことが必要です。

### 【重点目標】 1. 家庭生活における男女平等意識の高揚

#### 《現状と課題》

男女がともにお互いを尊重し、対等なパートナーとして家庭生活を営むためには、家庭生活の中で家事・育児・介護などが、男女の相互協力の中で行われることが大切です。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識が社会の中にまだ根強く残っており、男女共同参画社会の形成の妨げになっています。最近では、家庭内において若い世代では男女共同参画の考えが浸透しつつありますが、年齢が高くなるにつれ理解が進んでおらず、無意識のうちに子どもたちに役割分担意識を植え付けてしまう恐れがあります。引き続き、固定的な男女の役割意識の解消と、男女平等、人権尊重に立った家庭教育を見直すことが重要であり、家庭教育の中で性別、年齢に関わりなく大人も子どもも、家庭の一員としての役割を大切にするような教育が必要です。

#### 《推進項目》

##### (1) 男女の相互協力による家庭生活

- ①男女が共に家庭生活を営む上で、お互いが平等であるという認識を持ち、家事・育児・介護などに対して責任を分かち合う意識の変容を図る。
- ②フォーラムやシンポジウムの開催、広報媒体による市民意識の啓発に努める。

##### (2) 男女平等観に立った家庭教育

- ①男女共同参画の視点に立った家庭の在り方や家庭教育について考え、家族間で学び合うことのできる環境づくりをする。
- ②情報の提供や学習・活動の機会作りを図る。

##### (3) 女性差別と性の商品化の防止

- ①女性差別や性の商品化が女性に及ぼす影響などについて、啓発活動を図る。
- ②青少年にとってより良い社会環境づくりを目指し、ICT※教育の充実や市青少年育成市民会議関係者と協力しながら防止に努める。

## 【重点目標】 2. 幼児・学校教育における男女平等意識の形成の推進

### 《現状と課題》

男女平等の人格形成上重要な役割を果たしている幼児・学校教育の中で、あらゆる機会を通じて人権尊重の理念を根付かせ、男女平等意識を育てることが必要とされます。そこで教職員・保護者・教育にかかわる人々に対して、十分な男女平等教育を行う必要があります。さらに、子どもたちが自立していくために、男女に関わりなく意思表示や意思決定を自分の力でできるよう育てることが重要です。また、あらゆる場面において固定的な性別役割分担を助長しない配慮や必要以上に男女を分ける習慣・慣行の見直しが重要です。

### 《推進項目》

#### (1) 人権・同和教育の強化

- ①憲法 14 条「すべての国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分・門地により、政治的・経済的・社会的関係において、差別されない。」のもとに人権尊重の意識づくりに努める。
- ②保育所、幼稚園などや学校教育において、様々な人権教育をカリキュラムに取り入れることで、男女平等意識の育成・啓発を図る。
- ③人権に関わる問題として、発達段階に応じた性教育及びHIV（エイズ）をはじめとした性感染症に関する学習や研修会を実施し、正しい理解と予防を推進する。

#### (2) 性別にとらわれず、性の多様化に応じた指導

- ①子ども一人ひとりが学習の主体者であるという観点に立ち、児童生徒の個性と創造性を伸ばすため、自ら学ぶ意欲を高める教育を進める。
- ②男女という性にこだわらず、個人を尊重した教育相談にあたり、望ましい職業観・勤労観に立った進路指導に努める。

#### (3) 男女平等に配慮した学校運営

- ①学校における男女平等教育を推進するため、教職員を対象とした研修の充実や指導教材の活用を図る。
- ②児童生徒へのハラスメント\*防止を徹底するとともに、教職員のハラスメント防止の研修を実施し、カウンセラー等の相談体制を整備する。
- ③教職員の男女構成の不均衡を是正し、公務の適正な分担を図る。

## 【重点目標】 3. 地域社会における固定的な男女の役割意識の改革

### 《現状と課題》

地域社会においては、男女の格差が明確に現れている現状があります。依然として地域活動の中では区役・役職・行事などにおいて男女差があり、また、企業等では賃金・仕事内容にも差別の割合が高くなっています。地域において男女がよりよいパートナーシップを築いていくためには、社会教育や生涯学習における幅広い学習活動が必要です。各種広

報を通じて積極的な啓発を行うことや地域社会の中で学習に取り組めるような環境・機会を提供し、家庭・学校・地域社会が一体となっていくような学習や教育活動を提供し、固定的な男女の役割意識の改革を進めていく必要があります。

### 《推進項目》

#### (1) 地域活動における男女平等

- ①人々の中に長い時間をかけて形成されてきた慣習・慣行の中で、出不足金や役員の選任などの男女格差を早急に解決するために、男女平等に立った学習の機会を設ける。
- ②区長会において男女平等の研修会を開催し、地域・公民館活動への波及を図る。

#### (2) 地域の中での家（家父長意識、家督相続意識等）の意識の改革

- ①「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を改革するため、啓発誌の発行による広報活動、各種セミナーの開催など、あらゆる機会を利用しての啓発活動などを継続して行う。

#### (3) 生涯学習における男女平等の推進

- ①今日の多様化・高度化したニーズに対応するため、関連図書や資料、DVD やビデオなどの収集・展示・貸出を行い、広く情報の提供を行う。
- ②子どもから高齢者に至るまで、市民一人ひとりに向けた男女平等を推進する。
- ③人権学習会・地区別懇談会・男女共同参画フォーラムやシンポジウムを開催し、身近なところで、いつでも、楽しく男女共同参画について学べるよう、家庭・学校・企業・地域社会が一体となって、生涯学習の充実を図るよう努力する。

### 《目標を定めて5年間で集中して取り組む政策》

施策名		目標・指標等
1-(1)	男女共同参画を学ぶ機会の充実 【人権・同和対策課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和教育の充実と教育の場の提供</li> <li>・各種団体等への情報提供、講演会参加の呼びかけ（毎年）</li> <li>・市報やHPでの法令や講演会や催し物の情報提供（随時）</li> </ul>
1-(2)		
1-(3)		
3-(1)		
3-(2)		
3-(3)		
2-(1)	保育・教育関係者の意識を高める 【福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び保育所・幼稚園・認定こども園における教育者の研修</li> <li>・進路指導の充実</li> </ul>
2-(2)		
2-(3)		

## 【基本方向】

### Ⅱ. 男女の枠を超えた社会参画を推進する

我が国では、人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、特に本市のような地方においては、行政サービスや地域社会の継続的な維持にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。このような状況を背景に、男女の枠を超えた社会参画が、行政、地域、民間企業を問わず求められており、特に社会のあらゆる分野での女性の参画と能力活用が、これからの地域経済や社会を支えるために不可欠となっています。

毎年3月8日が「国際女性デー」であることから、この日をきっかけとして女性が活躍できる環境づくりを考えるのも必要です。

#### 【重点目標】 1. 政策・方針決定過程への男女の同等な参画の推進

##### 《現状と課題》

鹿島市が設置する審議会・委員会などで女性委員が占める割合は、令和2年4月現在29.2%となっています。また、令和2年4月現在、市職員で女性は、全職員の36.0%を占めていますが、女性役職員の割合は、部課長級13.3%、課長補佐級12.5%、係長級37.3%、全役職員に占める女性役職職員は、24.8%となっています。女性職員の割合が増加する中で、男女を問わず、公務に対する機会均等や責任と意欲、意識改革が求められています。

##### 《推進項目》

###### (1) 女性の能力開発・人材育成の推進

①男女による研修機会や自己啓発に格差が生じないように機会均等を徹底する

###### (2) 鹿島市の各種審議会・委員会等への女性委員の登用推進

①女性委員不在の審議会・委員会などの解消

②可能な限りひとりの女性が複数の審議会・委員会の委員を兼務することの解消

③委員構成を見直し、人材の発掘・確保を推進

###### (3) 市女性職員の職域拡大・能力開発の推進

①公務における男女共同参画における職員の意識改革

②職員個々の能力、適正に応じた計画的な人材育成と適材適所の人事配置

③地方公務員法に定める平等主義、成績主義に基づく役職職員の登用

#### 【重点目標】 2. 社会活動への男女共同参画の推進

##### 《現状と課題》

趣味やサークル活動をはじめ、様々な地域活動、ボランティア活動、伝承芸能、各種イベントなどで女性の役割はますます重要になっています。これらの地域コミュニティを担



う女性グループやリーダーの育成と連携（ネットワーク化）が不可欠となっており、男女が共に社会活動への参画意識を持つことが重要となっています。

#### 《推進項目》

##### （１）女性グループやリーダーの育成とネットワーク化の推進

①女性グループや個人が活動できる施設や設備の整備（地区公民館、市民交流プラザ、産業活性化施設など）

②情報提供や交流の場づくりなどを支援し、活動の輪を広げる

##### （２）男女が共に協力して、地域課題、地域活動・ボランティア活動への参加促進

①防災問題、ごみ環境問題など深刻化する地域課題への対応

②地域行事、伝承芸能など地域コミュニティの維持

③地域での子どもや高齢者の見守りなど

### 【重点目標】 3. 企業での女性登用など男女共同参画意識の啓発

#### 《現状と課題》

鹿島市でも人口減少、少子高齢化の進行などで若者の就労人口が減少しており、地域経済を支える民間の企業経営でも、女性の人材育成、能力活用は重要な課題となっています。

#### 《推進項目》

##### （１）企業・事業所を対象として雇用や人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催

##### （２）意思決定など企業経営の重要な場面での女性参画の必要性の啓発

①働くことや仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組み（ポジティブ・アクション／積極的改善措置）の実践の働きかけを行う

#### 《目標を定めて5年間で集中して取り組む政策》

施策名		目標・指標等
1-（2）	鹿島市の審議会・委員会・協議会等での女性委員の割合の拡大【人権・同和対策課】	令和7年までに40%以上を実現
1-（2）	女性委員不在の審議会・委員会・協議会などの解消【人権・同和対策課】	令和7年度までに解消する
1-（3）	鹿島市職員の役職職員（部長、課長、課長補佐、係長、主査）の女性職員の割合を、全職員に占める女性職員の割合に近づける【総務課】	女性役職職員の割合の目標を35%以上とする(令和7年度までに) 状況を毎年公表する (令和2年度時点24.8%)

1 - (3)	研修機会や職責について男女の機会均等を徹底し、職員間の格差をなくす（女性職員のキャリアアップを支援）【総務課】	女性職員の計画的な研修、業務企画やプロジェクトへの参加などキャリアアップの支援を行う（随時）
3 - (1) 3 - (2)	企業・事業所を対象に、雇用、人権、男女共同参画に関する研修会や講座の開催【人権・同和対策課】	令和3年度から、毎年少なくとも2事業所で開催する
1, 2, 3	「みんなの集い※」など、全市的に男女共同参画に関する啓発の事業を実施する【生涯学習課】	事業内容を見直しながら毎年実施する

## 【基本方向】

### Ⅲ. 家庭や職場、地域で男女が支えあう環境づくりを推進する

鹿島市においては、今回の市民意識調査の結果にもあるように、男性の家事・育児への参画は十分とは言えず、半数以上が家庭での家事・育児は女性の役割だと認識されています。

また、職場においても、管理職などの役職や賃金において男女の格差があり、「女性は補助的な仕事が多い」という現状もあります。

家庭、地域、職場で、男女の固定的な性別役割分担の意識から脱却して、男女が、個人の人格と能力で、共に責任を担い、正當に評価され、正當な報酬を得るといふ、男女共同参画の意識を根付かせるための取り組みが必要となっています。

このことが、特に女性の能力開発と社会進出を促し、地域経済や社会の活性化に資すると考えられます。

## 【重点目標】 1. 職場における男女の雇用状況の平等化・適正化の推進

### 《現状と課題》

男女が性別にかかわらず各々の能力と個性を生かすためにも、企業経営者や事業主並びに従業員への男女平等関連法の周知徹底が必要です。そこで、職場において男女共同参画社会の形成に向けて理解を促すとともに、意識啓発を行うことが引き続き肝要です。これまでの調査によれば「管理職は男性が多い」「男女の賃金差がある」といふ結果があり、職場においても依然「女性は補助的な仕事が多い」との回答も多く職種による差も感じられます。

しかしながら、男性の育児休暇の必要性や女性の結婚・出産退職の慣行などについては、改善されつつあります。

### 《推進項目》

#### (1) 男女雇用機会均等法の普及啓発・相談体制の充実

①雇用主や労働者の意識改革を促進するための関連法の資料提供や普及啓発を図る。

#### (2) 労働条件の実態把握と男女平等の労働条件確立

①男女が等しい労働条件で働けるように、ハローワークと連携した取り組みをする。

②各事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

#### (3) 雇用機会の拡大と職業能力開発の支援

①女性の参画を促進するために、労働の意義やライフプラン等各種セミナーを開催する。

#### (4) 職場におけるハラスメント\*防止対策の推進

①ハラスメントについて考え、防止のための意識啓発を図るセミナーを開催する。

## 【重点目標】 2. 仕事と家庭の両立支援の促進

### 《現状と課題》

これまでも、男女が共同生活を営む上で、制度や慣習にとらわれず、個人の尊重の上に家族が成り立つ社会を目指してきました。今回の市民意識調査では、狭義での『家事』については以前より女性が担っているという割合が減少しています。また、『育児』についても、約半数が女性の役割だと意識されています。

家庭での役割分担は、労働の場における環境づくりとも密接な関係があり、女性が仕事と家庭を両立していくためには、役割分担意識の解消を図り、家庭的責任を男女がともに担うという意識の啓発、育児・介護等に対する社会的支援体制の充実、長時間労働の解消などを積極的に進めていくことが重要です。

### 《推進項目》

#### (1) 男女の役割分担意識の解消

- ①仕事と家庭の両立を支援するために、働く女性の妊娠・出産などに関わる環境整備や、男性労働者への育児・介護休暇などの取得の奨励に努める。
- ②企業や労働者に対し、男女共同参画セミナーを積極的に開催し、家事・育児・介護の責任を男女がともに担い、男女共生意識の啓発を図る。

#### (2) 地域社会における仕事と家庭生活の両立支援

- ①生活に密着した料理教室・育児教室などの体験型学習講座を開設する。
- ②子育てについて市民のニーズにあった各種保育サービスの整備充実を図る。

#### (3) 職場における仕事と家庭の両立支援

- ①職場での男女を対象にした育児・介護休業制度の普及・定着を進めるための啓発を行う。
- ②企業に対して時間外労働や休日など労働時間の改善を推奨・啓発する。

## 【重点目標】 3. 商工自営業・農林水産業での労働環境の改善

### 《現状と課題》

経済構造が大きく変化していく中で、未だに農林水産業及び自営業における労働・経営は、固定的な性別役割分担意識や慣習のために、家族従事者として果たしている役割の重要性が、正當に評価されていない面があります。

また、不規則な労働時間により、仕事と家事の区別がしにくく、その評価と報酬を十分に得ているとは言い難い状況です。自営業・農林水産業で働く家族は、その役割を正しく認識し、評価するとともに、家族経営協定を結び、男女ともに働きやすい環境を整備することが重要です。

## 《推進項目》

### (1) 女性の就業条件・労働環境の整備

- ①無償労働を解消するために、家族経営協定の推進・啓発に努める。
- ②魅力ある就業環境の整備を図り、後継者育成や女性と男性のパートナーシップの確立を目指す。

### (2) 女性の経営能力の向上と女性起業家への支援

- ①女性農業者に、地域社会や農業経営への参画を促進するとともに、農村女性リーダーをはじめとする経営感覚に優れた女性経営者を育成する。
- ②新規に事業を開始しようとする者へ、県の起業家等支援貸付（独立開業資金）を行い独立開業を支援する。
- ③経営の安定化・円滑化・活性化を支援するため、県制度金融の各種貸付制度についての広報に努める。

### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画

- ①商工自営業や農林漁業に従事する女性の政策・方針決定過程への参画が進みやすい環境の醸成を図る。
- ②農業委員において女性就業者や青年農業者の立候補を促す環境づくりを進める。
- ③商工団体・各種農林漁業団体などへの女性登用促進の働きかけ

## 《目標を定めて5年間で集中して取り組む政策》

	施策名	目標・指標等
1-(4)	ハラスメント*の防止対策 【総務課・人権同和対策課】	ハラスメント防止に関する研修会等の開催
2-(1)	男女共同参画セミナーの開催 人権学習会の充実【総務課・人権同和対策課】	男女共同参画セミナー開催の定例化及び人権学習会の充実と参加者増を図る
2-(2)	料理教室・育児教室の開催・開設 【生涯学習課・福祉課】	「男の料理教室*」の充実及び男性の育児教室への参加を推進
2-(3)	企業・事業所へ労働時間改善のための指導・啓発【人権同和対策課】	企業・事業所への男女参画に関する研修会や講座開催の定例化を進める
2-(3)	鹿島市役所の男性職員の育児休業取得率の普及・定着【総務課】	男性職員の育児休業取得を毎年度30%とする
3-(2)	女性経営者・起業家への支援策の推進 【商工観光課】	支援策の広報活動を充実し、経営の安定化・円滑化・活性化を支援

## 【基本方向】

### IV. 健康で心豊かな環境づくりを推進する

少子高齢化の進行や人口減少などに伴い、高齢者の夫婦のみの世帯、一人暮らし、ひとり親と子ども世帯など家族の形態が多様化し、これに伴い生活様式も変化しています。そのため男女がお互いを理解しながらの就業の機会や健康づくり「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※」の観点から仕事と家庭における子育てを両立できる支援や環境の整備が求められています。

また高齢者・障がいのある人が地域との関わりの中で安心して暮らしていくための社会的・経済的・精神的な自立支援や介護の問題も男女共同の意識を持って取り組むことが重要となっています。

## 【重点目標】 1. 市民の健康づくりの推進

### 《現状と課題》

男女が、お互いの体の違いを理解しながら、相手に対する思いやりを持ち、尊重することが大切です。特に、女性には、妊娠出産の可能性があり、安全安心に出産や子育てができるよう、男女ともに認識を深めるとともに、支援体制を整備する必要があります。また、男女とも生活習慣病が大きな健康問題となっており、今後は、住民の健康づくりを推進するなかで、ライフステージ※や性別で異なる課題に対応した支援を推進していく必要があります。

### 《推進項目》

#### （1）健康診査やがん検診の受診率の向上、保健指導の強化

- ①ライフステージに応じた健康診査やがん検診、保健指導の実施、特に、女性に特有な子宮・乳がん検診や男性に特有な前立腺がん検診の推進

#### （2）妊娠・出産・育児等に関する健康支援

- ①健康診査や相談などの母子保健対策の充実
- ②不妊治療費の助成や相談体制の整備
- ③休日や夜間の小児の診療の確保

#### （3）地区組織活動との連携の強化

- ①食生活改善推進員や母子保健推進員との連携による地域や家庭での健康づくりの普及・啓発・実践

#### （4）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※に関する普及・啓発

- ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を浸透させるために、男女とも妊娠・出産への理解を深め、互いの意思を尊重し、生涯にわたる健康の維持・増進を図ることができるよう啓発に努める

## (5) 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策の推進

令和2年より世界全体に広がった新型コロナウイルスは、国内においても感染拡大し、国においては緊急事態宣言を発令するなどして感染拡大防止に努めてきた。そして、医療提供体制やPCR検査、事業者に対する経済対策、ワクチン接種などさまざまな支援策が講じられてきた。市民生活も「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、不要不急の外出を避ける、在宅勤務（テレワーク）などに取り組みなど日常の中で新しい生活様式を取り入れることとなった。

このような中、手洗い、マスクの着用、人との身体的距離の確保、健康チェックなど行い、一人ひとりが感染しないよう、また感染させないよう心がけることが重要である。特に妊産婦は感染症に不安を抱えているので、安心して出産や育児ができるよう保健師等の寄り添った支援が必要である。

## 【重点目標】2. 子育てに関する社会的支援の充実と男女共同参画の推進 《現状と課題》

男女共同参画の実現のためには、男女がともに「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）※」の観点から仕事と家庭における子育てを両立できる支援や環境の整備が求められています。一方で、家事・育児は女性の仕事と考えている男性が少なくなく、そのことへの男性の参画が求められています。社会構造・家庭環境が大きく変わっていく中で、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、市民、地域、職場、行政等が協力して、環境を整備することが重要です。

### 《推進項目》

#### (1) 父親の育児への参加促進

- ①父親の育児への参加に推進
- ②マタニティスクールへの夫婦の参加促進
- ③子育て中のパパママ同士の交流促進

#### (2) 職場・地域における子育て環境づくり

- ①仕事と生活の調和が実現し誰もが多様な働き方が選択できる社会に向けての取り組み
- ②育児休業制度や短時間勤務制度の利活用に関する広報・啓発活動の推進
- ③地域住民による子どもたちや子育て中の家庭への支援や交流

#### (3) 多様な保育サービスの提供

- ①休日保育・延長保育・一時預かり、障がい児保育など保護者のニーズに対応した保育内容の充実
- ②病児・病後児保育についての適切な対応
- ③一時的に子どもを預かる託児サービスの取り組みを促進
- ④育児への不安解消のため、関係機関と連携した相談業務の充実や情報提供

(4) 放課後児童健全育成事業の充実

- ①放課後児童クラブのための教室又は施設の確保と、受け入れ拡大のための施設整備や支援員の確保
- ②放課後や週末に子どもたちの安全・安心な居場所を提供し、児童の健全育成を図る放課後子ども教室の促進

(5) 子育て支援センター\*事業、子育て総合相談センター\*の充実

- ①子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助
- ②常設ひろばの開設による子育て支援
- ③親子遊びや子育て情報など種々の内容を盛り込んだサークルの開催
- ④少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができる体制づくり
- ⑤自主的な子育てサークルの育成と活動の支援
- ⑥幼児期の心身の健やかな発達を促進するため、関係機関との連携による子育て支援

(6) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ①児童扶養手当や医療費助成、資金貸付等の経済的支援
- ②母子・父子自立支援員等による生活支援、就業支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努める
- ③父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の充実

(7) 児童虐待への対応

- ①地域の関係機関との連携及び情報収集・共有による虐待の予防
- ②養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応を行う
- ③児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に支援を求める等、関係機関との連携強化に取り組む

**【重点目標】 3. 高齢者・障がいのある人が安心して暮らせるための支援**  
**《現状と課題》**

急激な人口の高齢化は、社会全体に大きな影響を与えています。鹿島市の実態を見てみると、令和3年1月末日現在の65歳以上の人口は、9,339人で、高齢化率は32.7%となっており、これは人口の約3人に1人が高齢者ということになります。また、鹿島市の人口は年々減少傾向にあるにもかかわらず、障がいの重度化・重複化や障がいのある人の高齢化（65歳以上が74%）が進んでいます。そこで高齢者・障がいのある人が地域との関わりの中で安心して暮らしていくためには、社会的・経済的・精神的な自立支援や地域ケア体制の推進とあわせて、ノーマライゼーション\*の意識啓発が必要です。

**《推進項目》**

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ①セミナー・料理教室などの開催（性別役割分担解消推進）
- ②生活相談・健康相談の実施や教養娯楽及び交流の場の充実（鹿島市民交流プラザ）



③高齢者教室や出前講座などの開催を通して、孤立化の防止

④一人暮らしの高齢者に対して地域見守り体制の構築

(2) 高齢者の社会参画の支援

①生涯学習の場の提供やボランティア活動などによる社会参画促進

②老人クラブやゆめさが大学などで得た知識やネットワークを利用した社会貢献や生きがいにつながる取り組み

③高齢者の知識や経験を生かし、臨時的・短期的な就業機会の確保・提供を目的としたシルバー人材センターへの助成や支援

(3) 高齢者の生活支援

①介護保険の対象とならない高齢者に対し訪問指導などによる健康的生活の支援や効果的な介護予防の推進

②要介護高齢者が住み慣れた地域の中で生活を維持できるよう家族介護者まで含めた支援や地域住民の理解の醸成

③住宅改修・紙おむつなどの費用の一部助成、配食・外出支援・軽度生活援助・グループリビングの支援、生きがいデイサービスの推進や緊急通報体制の整備

(4) 障がいのある人が暮らしやすいまちづくり

①啓発・広報活動の充実

障がいについての正しい知識を広め、福祉教育や様々な機会を通じ、広報・啓発活動の充実に努める。ユニバーサル・デザイン<sup>\*</sup>の視点から、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進する。

②保健・医療の充実

障がいの早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションにより、健やかな暮らしを支える。

③療育・教育体制の充実

障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備や障がいのある児童生徒やその家族等に対する相談・支援体制の充実に努める。

④雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより福祉的就労も含め、一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努める。

⑤生活支援サービスの充実

障がいのある人とその家族に対する相談体制の充実に努めるため、相談支援体制の確立とケアマネジメント体制の充実に努める。障がいのある人の自立と社会活動を促進するため、計画的な障害福祉サービスの提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努める。

⑥生活環境の整備・充実

社会福祉施設、公共施設の整備・改善に努める。障がいの特性に配慮した住環境整

備、生活圏拡大のための移動手手段の確保により、社会活動を促進。さらに、安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図る。

⑦スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図る。聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、社会活動・自立を促進する。

《目標を定めて5年間で集中して取り組む政策》

施 策 名		目 標 ・ 指 標 等
1 - (2)	妊娠・出産・育児等に関する健康支援 【保険健康課】	若年妊産婦など養育支援の必要な家庭への訪問強化
2 - (1) 2 - (5)	新米パパ、新米ママを対象とした子育て講座の開催【保険健康課】	子育てサークルや赤ちゃん相談等の機会を利用して子育てワンポイント講座を行う（毎年）
2 - (7)	児童虐待防止啓発活動の充実【福祉課】	市民を対象とした研修会や地区別懇談会などで啓発を行う。また、教職員、保育士等を対象に研修計画を立て、研修を実施する（毎年）
3 - (2)	高齢者の社会参画の支援【保険健康課】	介護予防や生きがいづくりを目的とした自主サークルの立ち上げ
3 - (3)	高齢者の生活支援【保険健康課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座受講者数 4,600人（令和7年度までに）</li> <li>・市内介護施設等への介護職の新規就職者数 10人／年（令和4年度まで）</li> </ul>

## 【基本方向】

### V. DVのない社会の実現をめざす（DVを予防し被害者支援の施策充実） 【第3章：第2次鹿島市DV対策基本計画 概要】

DV（ドメスティック・バイオレンス）※は、犯罪行為を含む重大な人権侵害で見逃すことはできません。DVの被害者は多くが女性であり、被害者の個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。鹿島市においても、DVの予防・防止のための啓発、DV被害者への支援など、あらゆる暴力を許さないまちづくりを推進します。

## 【重点目標】

### 1. 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

#### 《現状と課題》

令和2年2月～3月に実施した「市民アンケート」によると、64%の女性が過去5年以内にDVをされたことがあると回答しており、またDVをされたときの対処について、性別を問わず「がまんした」という回答が多くありました。早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。

#### 《推進項目》

##### （1）市民への広報・啓発の推進

- ①「女性に対する暴力をなくす運動」強化週間において広報・啓発活動を推進
- ②家庭や地域社会、学校教育、幼児教育の場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行う。

##### （2）若年層に対するDV防止の啓発の推進

- ①中・高校生及び大学生等の若年層を対象として、デートDV予防教育を行う。

##### （3）加害者にならないための意識啓発の推進

- ①加害者になるのは男性が多いことから、男性向けのDV予防の意識啓発に努める。

##### （4）高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供

- ①外国語版、点字版などによる情報提供・広報・啓発活動に努める。

##### （5）災害時におけるDV防止の啓発の推進

- ①避難所等でもDVを予防するための取組みを行う。

### 2. DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

#### 《現状と課題》

被害者の早期発見のためには、市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うと

ともに、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制が必要です。DV防止法第6条で、DV被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。

#### 《推進項目》

##### (1) DV被害者の発見通報体制の整備

- ①相談に対する体制の整備や通報がしやすい体制の整備を図る。
- ②医療、保健、福祉、教育機関等との連携強化
- ③被害者保護の正しい理解や通報の義務についての啓発

##### (2) 安心して相談できる体制づくり

- ①DV相談窓口を設置し、相談員等による電話相談や面接相談を実施。
- ②チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知相談窓口の周知を図る。

##### (3) 相談員の資質向上

- ①支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努める。
- ②適切な相談支援が実施できるよう相談員の技術向上に努める。
- ③DVの二次被害防止のため、情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努める。

##### (4) 高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実

- ①事前の相談体制の整備や、関係機関との連携等により、安心して相談できる体制づくりに努める。

##### (5) 男性からの相談に対する体制づくり

- ①DV被害男性からの相談を受ける相談体制の整備
- ②加害行為に悩む男性からの相談を受ける受入体制の整備

### 3. DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

#### 《現状と課題》

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

#### 《推進項目》

##### (1) 保護体制の充実

- ①避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施。

- ②警察との連携による安全確保
- (2) 個人情報保護の徹底
  - ①被害者情報の保護・管理の徹底
- (3) DV被害者の生活再建への支援の充実
  - ①被害者自身が適切に問題を解決できるよう切れ目なく支援を行う。
  - ②無料法律相談などを利用し、被害者が抱える問題の解決に導き、自立に向けた支援を行う。
  - ③各種制度を活用することができるよう適切な情報提供や手続き支援を行う。
- (4) 子どもへの支援の充実
  - ①心のケアや発達について、被害者と一緒に考え寄り添う。
  - ②被害者の子どもの安全確保について、加害者への対応方法を明確にし、学校や保育所等との連携をさらに強化する。
  - ③被害者の子どもの就学について、情報の取り扱いに配慮する。

《目標を定めて5年間で集中して取り組む政策》

施策名		目標・指標等
1-(1)	広報・情報提供の充実【福祉課】	市報やホームページを活用し、相談窓口の周知など広報と情報提供を行う（毎年）
1-(2~5)	加害者・被害者にならないための啓発活動の充実【福祉課】	市民や企業対象の人権学習会、地区別懇談会などの機会に啓発を行う（毎年）
1-(1)	DVに関する市職員研修の実施（ハラスメント防止研修などと連携）【福祉課・総務課】	関係各課で連携し計画的な職員研修を実施する（毎年研修計画を策定して実施）
2-(1)	教職員、保育士等を対象に、被害者保護に関する研修の開催【福祉課】	研修計画を立て実施する（毎年）
2-(2)	相談窓口の周知を図る【福祉課】	公共施設・民間施設への啓発カードの設置推進（平成27年度に実施）
3-(1)	DV被害者の保護体制の充実【福祉課】	避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施
3-(3~4)	DV被害者の生活再建への支援の充実 DV被害者の子どもへの支援の充実【福祉課】	就労支援員による就労支援の実施 関係機関との連携により、心のケアについて支援を図る

## 第3章 第2次鹿島市DV対策基本計画

### 1. 計画改定の趣旨

ドメスティック・バイオレンス（配偶者及び交際相手等からの身体的・心理的・性的暴力等。以下、「DV」という。）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、決して見過ごすことはできません。

こういった行為は、多くが家庭内で行われるため、外部の目に触れにくく、潜在化し、加害者に罪の意識が薄いという傾向があるために、暴力がエスカレートし、長期化、深刻化してしまうという特性があります。

内閣府が平成29年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者からの被害経験では、約4人に1人が、身体的、心理的、経済的、性的暴力のいずれかを受けた経験があるとしています。女性の被害経験では、約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約7人に1人は何度も受けているとの結果となっています。

平成13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定以後、DVの防止と被害者の支援にむけてさまざまな取り組みが進められていますが、被害を受けた女性の約4割は「どこにも相談していない」との結果となっています。

DVは、被害者やその子ども達の心身に深い傷を残し、社会全体にも深刻な悪影響を及ぼすものです。また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識があり、それは被害者の個人尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

また、暴力による恐怖感や無力感等から暴力を受けている現状を受忍している場合が多く、公的機関に相談する人の割合が非常に少ない状況です。

近年は社会情勢の変化に伴い、交際相手からの暴力、いわゆるデートDVやSNS（LINE、Facebook、Twitter等）を介して知り合う男女間のトラブルが問題となっています。更に今般の新型コロナウイルス感染症の流行が生活や経済に大きな影響を及ぼしており、これらがDVの一因となっているとも言われています。

本市では平成26年度（2014）に「鹿島市DV対策基本計画（第一期）」（平成27年度（2015）～令和2年度（2020））を策定しましたが、改定にあたっては、第一期計画の考え方を基本としつつも、昨今の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、DVを容認しない社会の実現を目指すため新たに改定するものです。

## 2. これまでの経緯

### (1) DV防止法の制定

国においては、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号 以下、「DV防止法※」という。）が平成 13 年 4 月に公布、平成 13 年 10 月に一部施行、平成 14 年 4 月から全面施行されました。

長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が、犯罪であり、人権侵害であると位置づけられました。被害者への救済及び支援の道筋がつけられ、DVの防止と被害者の保護は国や地方公共団体の責務であると明示されました。

### (2) 行政（国・県・市町村）の責務

平成 16 年の法改正では、DVの定義に「心身に有害な影響を及ぼす言動」を追加、保護命令対象に被害者の子どもも含めるとともに、国における基本方針の策定及び都道府県の基本計画の策定が義務づけられました。

さらに平成 19 年の法改正では、脅迫を受けた被害者の保護や、被害者への電話、電子メールの禁止など保護命令制度を拡充、市町村に対して、支援センターを努力義務とすることが盛り込まれ、平成 20 年 1 月施行されています。また、都道府県のみ義務づけられていた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定を、市町村の努力義務とすることが定められました。

さらに、平成 25 年の法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となり、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

本市でもこのような背景を受け、平成 27 年 3 月に、第一期となる本計画（平成 27 年度（2015）～令和年度（2020）1 年延長させ令和 2 年度（2021）まで）を策定したところです。

※「DV防止法」とは

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。

夫（妻）や恋人による暴力から被害者を保護することを目的とした法律。男性・女性の別は問わず、被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられる。平成 13 年（2001）4 月成立。平成 16 年（2004）12 月、平成 20 年（2008）1 月、平成 26 年（2014）1 月に、改正DV防止法が施行され、保護命令の対象が拡大された。「配偶者暴力防止法」ともいう。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき策定するものです。また、DV防止法第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」や、同法第2条の3第1項に定める「佐賀県DV被害者等支援基本計画」の内容を勘案したものとなっています。

なお、鹿島市においては、今回、改定を行う「第3次鹿島市男女共同参画行動計画（かしま男女共同参画プランⅢ）—女性（ひと）と男性（ひと）が輝く鹿島をめざして—」の新しい項目（5本の柱のひとつ）として、全計画と同様「鹿島市DV対策基本計画」を定めるものです。

### 4. 計画の期間

この計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の計画期間とします。

ただし、法律及び国の基本方針や県の基本計画が大きく見直された場合、あるいは新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

### 5. 計画の方向性

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、決して許されるものではないという認識のもと、本計画では、「DV防止・予防」と「被害者支援」に重点を置き構成します。DV防止・要望や被害者支援の施策の推進にあたり、庁内関係部署の連携強化、県や関係機関及び民間団体等との相互連携・協働は不可欠です。DVが行われている家庭の親族、特に子どもも被害者です。

本市ではDV被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立ち、また被害者の意思を尊重し、安全・安心な生活を営むことができるように、切れ目のない支援に取り組むため、以下のことを基本目標として定めます。

=== 基本目標 ===

<p>DVのない社会の実現をめざす — DVを予防し、被害者支援の施策を充実 —</p>
--

なお、次の項目では重点目標を掲げDVを容認しない社会の実現を目指します。



## 6. 重点目標

### 重点目標 ①

#### 暴力を許さないまちづくりに関する意識啓発と情報提供

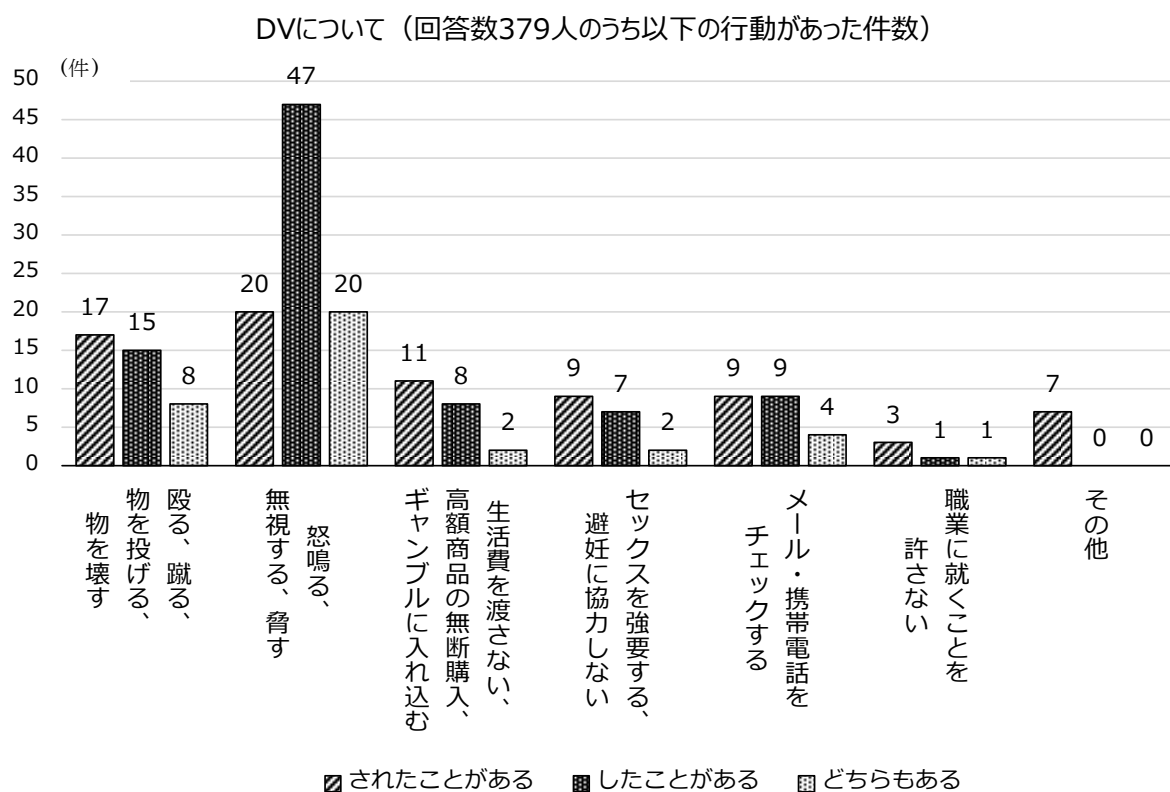
##### 【現状と課題】

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、暴力の問題に関する認識は高まりつつあります。市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力の防止と被害者への支援が求められています。

なお、市民アンケート（令和2年度実施）では、過去5年以内に配偶者等から何らかの暴力を受けたことがある人のうち、男性が36%、女性が64%という回答がありました。早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、

なお一層の意識啓発と情報提供を行っていく必要があります。また、子ども、高齢者、障がいがある人等は、それぞれに異なる背景や事情を有することから、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが求められています。

【参考】最近、夫婦や恋人同士など親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること（ドメスティック・バイオレンス＝DV）が問題となっていますが、あなたは、過去5年以内に次にあげるようなことをしたり、されたりしたことがありますか。



※令和2年度 市民アンケート集計結果より

## 【推進項目】

### (1) 市民への広報・啓発の推進

DVやセクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差や上下関係など、今日の男女の置かれている社会状況や女性差別意識が根付いた社会的・構造的問題が考えられます。このような課題を解決するため「女性に対する暴力をなくす運動」の展開、広報・啓発活動を推進します。

また、早期発見や支援につなげるためにも、具体的にどのようなことがDVに該当するのか等、なお一層の意識啓発と情報提供を行います。DVをなくし、暴力防止への理解を市民に広く促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行う必要があります。また、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育の場で、命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めます。

### (2) 若年層に対するDV防止の啓発の推進

中・高校生及び大学生等の若年層を対象に、デートDVやSNSの普及による男女間のトラブルを未然に防ぐため、予防啓発や教育・学習の充実に図るための広報・啓発活動を進めます。

### (3) 加害者にならないための意識啓発の推進

DVを予防するには、被害者にも加害者にもならないための対策が必要です。特に、加害者になるのは男性が多いことから、男性向けのDV予防の意識啓発に努めます。

### (4) 高齢者、障がいがある人、外国人に配慮した情報提供

DV被害者には、高齢者や障がいがある人、外国人も含まれ、コミュニケーションがうまく取れない場合があります。関係機関との連携で、外国語版や点字版など障がいの有無・年齢・国籍に関わらず、誰もが安心して早期に情報を受け取れるような取組みを行います。

### (5) 災害時におけるDV防止の啓発の推進

災害時には、避難先での不自由な生活環境の中、不安やストレスを抱え、DVが顕在化しやすい傾向があります。避難所等でもDVを予防するための取組みを行います。

## 重点目標 ②

### DV被害者発見のための連携や相談体制の充実

#### 【現状と課題】

DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、

更に今般の新型コロナウイルス感染症により自宅で過ごす時間が長く、ストレスや生活不安を抱えて暴力に至るケースもあります。

このため、周囲の人達が気付いたり、被害者が相談したりするまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。

被害者の早期発見のためには、市民に対しDVに関する啓発と相談窓口の周知を行うとともに、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関との協力・連携体制が必要です。DV防止法第6条で、DV被害者を発見した者は、その旨を通報するよう努めなければならないとされています。

令和2年度に実施した市民アンケートによると、DV等をなくすために必要な手段として、「安心して相談できる窓口を確保する」が69.1%と高い数値となっています。

このようなことから、不安を抱えたDV被害者が安心して相談できるためには、相談窓口の周知とともに、適切に情報が提供できる体制の充実が求められています。

## 【推進項目】

### (1) DV被害者の発見通報体制の整備

被害者の早期発見のためには、市民に対し、DVに関する啓発を行うとともに、相談に対する体制の整備や通報がしやすい体制の整備を図ります。そのため、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関や、保健、福祉、教育機関など関係機関との更なる協力・連携強化を図ります。

### (2) 安心して相談できる体制づくり

近年の市内のDV相談件数は、平成30年度は54件、令和元年度は58件の相談実績がありました。本市では、平成23年度からDV相談窓口を設置しており、DVを含め、当人が抱える様々な問題や悩みについて、相談員による電話相談や面談を実施していますが、今般実施した市民アンケートでは、被害者の約4割が誰にも相談できずに我慢していたと回答しています。未だどこに（誰に）相談してよいかわからなかったという回答もあり、引き続き、男性、女性が人目を気にすることなく情報を受け取れるよう、相談窓口の周知を図ります。また、市民が広くDV相談の窓口があることを知っていただくために、チラシ等による広報、ホームページ等の掲載等により周知を行います。

### (3) 相談員の資質向上

相談内容が複雑化・多様化していることから、複合的な支援が求められており、DV被害者の相談、支援に携わる職員の専門知識の習得や研修の充実に努めます。そのため、県や配偶者暴力相談支援センター主催の実務者研修に積極的に参加し、適切な相談支援が実施できるよう相談員のスキルアップ向上に努めます。

なお、DVの二次被害を防ぐために庁内関係課等が相互に情報を共有するとともに、関係職員の資質の向上に努めます。

#### (4) 高齢者、障がいがある人、外国人に対する相談体制の充実

DV被害者には、高齢者や障がいがある人、外国人も含まれ、コミュニケーションがうまく取れない場合があります。事前の相談体制の整備や、関係機関との連携等により、誰もが安心して相談できる体制を確保します。

#### (5) 男性からの相談に対する体制づくり

市民アンケート結果（令和 2 年度実施）では、件数は少ないものの男性もDVの被害にあっています。内閣府が平成 29 年度に行った「男女間における暴力に関する調査」でも、男性の約 5 人に 1 人が配偶者からの被害経験があることが分かっています。男性が加害行為に悩むケースもあることから、男性からの相談に対する受入体制づくりにも努めます。

### 重点目標 ③

## DV被害者の安全確保及び自立支援の体制づくり

### 【現状と課題】

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家を飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努めなければいけません。被害者は、自立に向けて様々な問題や悩みを抱えていることから、早い段階での相談や早期自立につながるよう被害者が求めている支援を充実していき、被害者に寄り添った相談から自立に向けた支援につなげる施策が求められています。

### 【推進項目】

#### (1) 保護体制の充実

被害者が緊急的な避難を要することも考えられる場合には、避難場所の提供や必要に応じた同行支援の実施による安全確保を行います。

また、相手の反応が怖かったからという理由で保護命令を申し立てない人や、保護命令制度を知らなかった人も少なくありません。家を出たあとに相手からの追跡や嫌がらせを受ける場合もあり、家を出たあとも被害者の安全が脅かされている現状があります。

このことから、夜間、休日等の閉庁時も含め、被害者等の安全確保を考慮します。

## (2) 個人情報保護の徹底

被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないように、警察と連携し、被害者の安全を確保することが必要です。被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう、被害者情報の保護・管理を徹底します。

併せて、相談員等支援者にも加害者からの問合せもあることから、被害者と相談員等支援者の安全確保に配慮していきます。関係各課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努めます。

## (3) DV被害者の生活再建への支援

被害者が保護されてから自立するに至るまで、住居の確保や就業及び子どもの就学や心身のケア等、必要な支援が多岐にわたるため、被害者自身が適切に問題を解決できるよう切れ目なく支援を行います。併せて、被害者は、離婚や子どもの親権の確保など、法的問題を抱えているケースもあります。無料法律相談などを利用し、離婚調停手続きなど被害者が抱える問題の解決に導き、自立に向けた支援を行います。

## (4) 子どもへの支援

DVがあった家庭に育った子どもは、暴力を見聞きしたり、虐待を受けたりと、複雑で深刻な影響を受けています。またこのような状況は児童虐待にも関わるため、児童相談所や警察、学校、幼稚園、保育所等、関係機関との連携体制を強化し、心のケアや発達について、被害者と一緒に考え寄り添う支援を行います。同時に、被害者の子どもが円滑に就学や保育ができるよう更なる受入体制整備を働きかけます。

また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理し、体制整備を働きかけます。

## 第4章 推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画をより実行性のあるものにするためには、男女共同参画社会を理解し、そしてその重要性を認識し、各種施策を積極的に取り組むことが重要です。

そのために、市役所内の関係部署との連携及び強化を図り、あらゆる分野において効果的な施策を推進する体制のさらなる強化を図ります。

そして、市民、市民団体、事業所やCSO（市民社会組織）<sup>\*</sup>等との連携・協働体制を充実させることが必要となります。

### 1. 推進体制の充実

○男女共同参画社会の実現のためにアンケート調査や施策のチェックや評価を行います。

○男女共同参画に関する関係各課の連携の充実を図り、施策を効果的に推進します。

○市役所内部における男女共同参画に関する取組みを推進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>\*</sup>を図り、男女がともに働きやすい職場環境づくりに努めます。

### 2. 協働による推進

○施策の推進にあたっては、市民、事業所や関係機関、団体、CSO等と連携し、協働体制を整え、各団体の取組みを後押しできるような幅広い取組み展開します。

### 3. 国・県・近隣市町との連携

○男女共同参画を推進するためには、本市だけでは困難な場合もあり、国や県、他市町との連携も不可欠です。相互に情報提供や情報交換に努め、効果的な施策を展開します。

### 4. 企業等との連携

○子育て、ハラスメント<sup>\*</sup>、女性の参画や非正規労働者の待遇改善など、全ての労働者が性別にかかわらず能力を発揮できるよう労働分野における男女共同参画の推進を図るために、企業等と連携を図り、協力を求めます。



〒849-1312

佐賀県鹿島市大字納富分2643番地1

鹿島市役所

教育委員会 生涯学習課

市民部 福祉課

総務部 人権・同和対策課(事務局)

TEL 0954-63-2126 (人権・同和対策課)

FAX 0954-63-2129 (総務部代表)